特例措置の内容	１．指定地方公共団体が、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第35条第２項第１号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この表において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の⑴又は⑵に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該⑴又は⑵に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第７条第２項（最低製造数量基準）及び第12条第４号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第７号中「６キロリットル」とあるのは「２キロリットル」と、同項第15号中「６キロリットル」とあるのは「１キロリットル」と、同条第４号中「第７条第２項」とあるのは「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第47条第１項の規定により読み替えて適用する第７条第２項」とする。 ⑴　酒税法第３条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）　同条第13号に規定する果実酒の製造免許 ⑵　酒税法第３条第21号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。）　同号に規定するリキュールの製造免許 ２．上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第３条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記１⑴の酒類に限る旨の条件を、酒税法第３条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記１⑵の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。 ３．税務署長は、次に掲げる場合には、上記１⑴又は⑵に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。 ⑴　総合特別区域法第31条第９項又は第10項の規定により同条第１項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合 ⑵　総合特別区域法第37条第１項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（同法第35条第２項第１号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合 ⑶　総合特別区域法第40条第１項の規定により地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定が取り消された場合 ⑷　本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合 ４．酒税法第７条第３項第３号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	厚労Ｂ001
特定地域活性化事業の名称	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第１項及び第３項から第５項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	老人福祉法において、特別養護老人ホームの設置主体を地方公共団体及び社会福祉法人等に限定している。
特例措置の内容	構造改革特別区域法における老人福祉法の特例と同様、地方公共団体が十分関与できるＰＦＩ方式の下で、地域活性化総合特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、選定された民間事業者が特別養護老人ホームを設置できることとする
同意の要件	設置される施設が以下の基準と満たすと都道府県が認めること。 ①老人福祉法の規定による施設基準（居室面積、人員配置等）を満たしていること ②特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること ③特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること ④実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること ⑤特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること ⑥脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと
特例措置に伴い必要となる手続	総合特別区域法第48条第１項の規定による認可を受けようとする選定事業者は、施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）に以下のものを提出することとする。 ①老人福祉法施行規則第２条第１項各号（第４号及び第８号を除く。）に規定する事項及び資産の状況を記載した申請書 ②老人福祉法施行規則第３条第２項各号に規定する書類及び総合特別区域法第48条第２項各号に規定する基準によって、当該申請を審査するために都道府県知事等が必要と認める書類

番号	国交Ｂ003
特定地域活性化事業の名称	特定水力発電事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川法（昭和39年法律第167号）第35条第１項、第36条第１項から第４項、第38条及び第79条 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成６年９月30日付河川局長通達） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第103条第１項